

外国送金取引に関するご協力のお願い

平素より秋田銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当行は、本邦外為法や各国経済制裁関連法令等に基づく経済制裁措置を確実に実施するとともに、犯罪収益移転防止法に基づくマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止対策を適切に実施するため、外国送金取引(送る・受け取る)に関しまして以下のお取扱いとしております。

お取引の内容の確認のため、ご送金またはご入金までに数日を要する場合(当日のお取扱いができない場合)があります。また、受付後も追加のご確認や資料のご提出をお願いする場合や、お取引をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 当行でお取扱いができない外国送金取引(送る・受け取る)

- 当行に預金口座を保有されていないお客さまとの取引
- 現金取引 (ご依頼日の1週間以内に窓口やATMで口座に現金入金されたお取引も含みます)
- 送金原資の出所について正当性が確認できない取引(タンス預金など)
- 各種の確認や情報提供にご協力いただけないお客様との取引
- 取引目的または受取理由が法令や公序良俗に反する恐れのある取引
 - － オンラインカジノ、海外くじ、賭博関連、贈収賄等不正資金授受、拡散金融、ランサムウェア
 - － 無登録で金融商品取引業を行う者として金融庁(財務局)が警告書の発出を行った無登録業者(海外所在業者を含みます)
 - － 禁止されている麻薬、拳銃、児童ポルノ、ワシントン条約等で禁止された動植物の輸出入等
 - － 人身売買、臓器売買、人権侵害、強制労働関連、売春、軍事品、軍事転用可能品目関連
- 送金依頼人または受取人が、「資金移動業者(注1)」、「仮想通貨関連企業」、「地下銀行(注2)」である取引(送金目的が仮想通貨の投資・購入を目的とした送金等も含みます。)
 - (注)1 資金移動業者とは、銀行等の預金取扱金融機関以外の者で小口の為替取引を主業として営む者を指します。
 - 2 地下銀行とは、銀行法等に基づく免許を持たず、不正に海外に送金する業者のことを指します。
- 複数名の送金をまとめた取引
- 同居の親族等以外を代理人とする送金や代理受領となる取引
- 知人・友人との取引で目的等を含めて実態が不明な取引
- 北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、スーダン、南スーダン、クリミア地域、ドネツク、ルハンスク、ベネズエラに関連した取引(関連する疑いがあると当行が判断した場合を含みます)
- 米国OFAC規制等、国内外の規制当局が制裁措置等を講じている国・地域(ロシア、ベラルーシなど)、人物、団体等との取引(取引当事者が関係する場合を含みます)
- お客さまの属性等に照らし、整合性がないと当行が判断した取引
- お取引の合理性がない、真偽に疑義があると当行が判断した取引
- 確認書類等による送金目的等(金額等を含みます)の確認ができない取引
- 犯罪収益移転防止法に定める取引時確認が完了していないお客さまとの取引
- 犯罪収益の收受や詐欺事案等に関連した取引またはその疑いがあると当行が判断した取引
- その他、当行の基準に照らしてお取扱いできないと判断した取引

(次ページに続きます)

2. お取引内容等がわかる資料の提出をお願いします。

- ご本人さまを確認できる資料のご提示のほか、お取引内容や送金目的・受取理由等が確認できる資料のご提出をお願いいたします。
- (外国へ送る場合)当行預金口座の取引履歴から送金原資の出所が確認できない場合は、他行通帳や給与明細など送金原資が確認できる資料のご提出をお願いいたします。
- 国外送金等調書法に基づき、個人番号(マイナンバー)または法人番号の告知が必要となる場合がございます。(事前にお届出をいただいている場合は不要です。)

確認させていただく項目		ご提示をお願いする書類の例	
送金目的・受取理由	貿易取引	・請求書(INVOICE) ・船荷証券(BILL OF LADING) ・輸入許可通知書 ・輸出許可通知書 ・原産地証明書(CERTIFICATE OF ORIGIN)	
	貿易取引以外	生活費	・戸籍謄本、相手方の身分証明書、公正証書等、ご依頼人とお受取人との関係性が確認できる書類 ・電子メールの写し等、資金の必要性が確認できる書類
		学費、医療費	・授業料・医療費の請求書 ・入学・在学、入院・通院の状況を確認できる書類
		投資	・投資を行うにあたっての契約書、商品パンフレット等
		不動産売買	・売買契約書、建築請負契約書等
		貸付金、出資金	・金銭消費貸借契約書、議事録等
		ご自身の外国銀行口座への振込	・通帳、ステートメント等、口座の内容を確認できる書類
送金原資(外国へ送る場合)	・給与、年金、売上金等が入金されている他行通帳等、送金原資の出所がわかる書類		
個人番号、法人番号資料	・個人番号カード、通知カード、個人番号の記載がある住民票、法人番号通知書等		

3. 以下のお取引では詳細な確認や公的資料のご提出をお願いする場合があります。

- (1) 短期間のうちに頻繁な送金取引や多額の送金取引
- (2) 開設後間もない口座や、長期間ご利用のない口座との取引
- (3) お客さまのご住所や勤務地から離れた支店でのお取引
- (4) 北朝鮮に隣接する中国東北三省に関連する取引

遼寧省(Liaoning)、黒竜江省(Heilongjiang)、吉林省(Jilin)

取引先、代表者、実質的支配者の国籍、居住地、所在地、原産地、船積地、仕向(荷揚)地、最終仕向地、取引銀行所在国(取引支店所在国)等が、中国東北三省の取引に該当する場合は該当します。

- (5) 北朝鮮・イラン産が疑われる品目にかかる輸入取引(仲介貿易を含む)

あさり、まつたけ、うに(調整品含む)、しじみ、ずわい蟹、毛蟹、赤貝、えび、なまこ調整品、ひらめ、かれい、たこ、はまぐり、あわび、さるとりいばらの葉、ナッツ、絨毯、デザート、いちじく、ドライフルーツ

- (6) 宝飾品、貴金属、美術品等、取引価格の妥当性についての判別が困難な輸出入取引
- (7) 中東およびアフリカ向け中古自動車、自動車部品等の輸出取引
- (8) 慈善事業等への寄付または人道的支援を行うNPO(特定非営利活動法人)や慈善団体等に関する取引
- (9) お客さまの過去のお取引、職業や事業内容、送金目的・受取理由や相手方との関係、国・地域(取引当事者が当該国・地域と関係する場合を含みます)等に照らして、詳細な確認が必要と当行が判断した取引

(次ページに続きます)

4. 経済制裁諸規制についての留意事項

当行では、お客様の取引が本邦の「外国為替及び外国貿易法」(外為法)に定める北朝鮮・イラン関連規制等の対象取引でないこと、米国財務省外国資産管理室(OFAC)が定める規制の対象取引でないことを確認しております。つきましては、下記のようなお取引は当行ではお取り扱いができませんので、お客様におかれましては、これらに該当しないことをご確認のうえ、ご依頼いただきますようお願い申し上げます。

なお、お取引の受付後であっても、ご依頼いただいたお取引が当該規制に抵触する恐れがある場合には、当行よりお取引の内容を確認させていただき、その結果によっては、当行の判断により当該お取引の中止または取消等を行う場合がございます。お取引内容の確認の際は、日本側の調査とは別に、米国金融機関が別途独自の調査を実施する可能性もあります。また、OFAC 規制による理由で資産凍結の措置が講じられた場合、お取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。そうした場合にはお客様ご自身にて、OFAC に対する凍結解除の申請等、しかるべきご対応をいただく必要がございますので、予めご承知置きください。

(1) 外為法に定める経済制裁対象国等(2023年7月現在)

- 北朝鮮 ●イラン ●キューバ ●シリア ●スーダン ●南スーダン ●クリミア地域
- ドネツク人民共和国(自称) ●ルハンスク人民共和国(自称) ●ベネズエラ

(2) 外為法規制(2023年5月現在) ※最新の情報につきましては財務省HPにてご確認ください。

- 貿易に関する支払規制
 - ・北朝鮮を原産地または船積地域とする貨物の輸入および仲介貿易取引
 - ・北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出および仲介貿易取引
- 制裁対象に関する規制
 - ・テロリスト等、外為法で指定される資産凍結対象者への支払(実質的支配者等の場合も適用)
 - ・北朝鮮に住所や居住を有する自然人への支払
 - ・北朝鮮に主たる事務所を有する法人・団体およびその実質支配下にある法人・団体への支払
- 送金目的等に関する規制
 - ・北朝鮮、イランの核関連活動等に寄与する目的の取引
 - ・漁業・皮革または皮革製品・武器・武器製造関連設備・麻薬等に関連する組合等の、外国における事業活動のための支払、
 - ・ロシア向けの新規の対外直接投資、ロシア内またはロシアが関与する事業活動資金の支払
 - ・ロシア、ベラルーシに対する規制対象に関する役務取引(技術提供等)
 - ・ロシアを原産地とし、海上輸送される原油の上限価格を超える購入に関連する、金銭の貸付契約または債務の保証契約に基づく債権の発生等にかかる取引

(3) 米国 OFAC が定める規制対象(2023年7月現在)

- 以下の(1)、(2)のいずれかに該当する、米ドル建てのお取引
 - (1) お取引の関係当事者(一般的に、輸入者・輸出者、お取引に関与する銀行・船会社、荷受人、輸送船、送金依頼・受取人、保証の受益者等)の所在地や、お取引の関係地等(一般的に、原産地、船積地、仕向地、船籍等)に、北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、スーダン、南スーダン、クリミア地域、ドネツク、ルハンスク、ベネズエラが含まれている。
 - (2) 米国政府により、特定テロリスト、特定麻薬取引者、特定大量破壊兵器取引者および核拡散防止上問題のある法人・個人等として特定されている者が、お取引に関与している。
- 米ドル建て以外であっても、上記(1)または(2)に該当し、かつ以下に該当するお客様
 - 米国人(米国外の支店・子会社等の法人を含む)、米国居住者、米国内の法人・金融機関・団体等(非米国人・金融機関の在米支店・子会社等も含む)が、お取引に関与している。
- その他、米国 OFAC が二次的制裁の対象として指定する特定のイラン関連取引等。
※詳細は、OFAC ホームページ(英文)をご参照ください。

※上記の規制以外にも、取引相手国によっては当該相手国側の規制が適用される場合がありますので、各国の規制等に抵触しないことについてもご確認をお願い申し上げます。(以上)